

栃木県入札適正化委員会（第1回）の概要について

- 1 開催日 平成27年6月26日(金) 午後2時から
- 2 開催場所 東館3階 入札室2
- 3 出席委員 委員長 築瀬 範彦 足利工業大学工学部教授
委員 大川 容子 弁護士
委員 阪口 勉 弁護士
委員 阪田 和哉 宇都宮大学大学院工学研究科講師
(委員会 5名・出席委員数 4名)
- 4 審議対象期間 平成26年10月1日から平成27年3月31日まで
- 5 対象案件 総数 1,071件
抽出案件 5件 (内訳) 一般競争入札 2件
指名競争入札 2件
随意契約 1件

6 議事等の概要

(1) 報告事項

ア. 入札及び契約手続きの運用状況、指名停止の運用状況等について

事務局から、今回の審議対象期間中に発注した工事及び指名停止の運用状況について報告しました。
また、再苦情処理については、今回は該当しない旨報告しました。

イ. 抽出事案の選定理由について

大川委員から抽出事案を選定した際の理由について報告がありました。

(2) 審議事項

1 「平成26年度24年発生県単治山災害復旧事業 法切工外工事」について

- ・工事箇所 日光市鬼怒川温泉滝字長坂 楯岩
- ・環境森林部県西環境森林事務所発注

2 「小山警察署庁舎新築工事」について

- ・工事箇所 小山市神鳥谷
- ・県土整備部建築課発注

3 「道路改良工事 293号鹿沼南BPその1 (快適安全道補)」について

- ・工事箇所 一般国道293号 鹿沼市南バイパス
- ・県土整備部鹿沼土木事務所発注

4 「災害復旧工事 足利環状線その1 (26国庫災害・10)」について

- ・工事箇所 主要地方道足利環状線 足利市山川町
- ・県土整備部安足土木事務所発注

5 「中央監視装置落雷復旧交換工事」について

- ・工事箇所 大田原市佐良土2599 水産試験場
- ・農政部水産試験場発注

(3) 審議結果について

いずれの審議案件とも適正であると認められました。

主な質疑については次のとおりです。

【審議事項1について】

Q 入札辞退をした業者はどのタイミングで辞退を行いましたか。

A 入札書提出前に辞退しました。

Q 施工計画の評価ポイントは何ですか。

A 作業機械に精通していること、狭あい地・急斜面で作業する作業員の安全対策が取られていること、ライン下りの運行への配慮等が記載されていることなどです。

Q 参加者が少ないが、県内に本店を有する業者以外が参加する余地はなかったのですか。

A 参加可能業者が43社想定できたため、県内を条件としました。地元業者以外が請け負うのはなかなか採算的に厳しいという判断により、結果的に3社しか参加しなかったのではないかと考えております。

Q 入札辞退をした業者から理由を聞いていますか。

A 正式には聞いておりませんが、地の利がない等の理由であるものと想定されます。

【審議事項2について】

Q 入札公告に分割(分離)発注に係る入札条件が設定されており、いわゆる「取り抜け工事」を設定したとのことですが、取り抜け工事とは何ですか。また設定の根拠はありますか。

A 同じ開札日、同じ発注条件である複数工事について、受注機会の確保の観点から落札者が別の工事を落札できないようにすることです。根拠は、県が定めた要領です。

Q 企業の施工実績の評価に関連して、例えば完成引渡し後に建物に瑕疵があることが民事訴訟で認められた事例を行政が把握し、入札条件に反映するようなルールはありますか。

A ありません。

Q 施工計画の評価テーマについて、総合評価付き一般競争入札で行うこともあり、警察署としての建物の品質を求めるテーマとする考えはなかったのですか。

A 長期間使用する建物でもあり、従来どおり構造部材の品質管理を重視しました。
なお、設計段階では使用者等と協議し、先進事例を参考にするなど工夫しております。

【審議事項3について】

Q 地理的条件を業者非選定の理由にしていますが、地理的条件を理由にできるのであれば、工事現場に近い他市町の業者を選定できるのではないですか。

A 県の選定方法として、原則、土木事務所管内の工事は、土木事務所管内の業者であって、緊急対応性の高い業者を選定することとしています。

Q 地理的条件を一次評価の基準のひとつとすることは全土木事務所で同じ扱いですか。

A 同じです。

Q 地理的条件は、距離のみを対象としたものなのですか。

A 地理的条件については、工事現場から本社又は営業所までの距離だけではなく、工事を確実かつ円滑に実施できる体制が確保できるかを総合的に勘案して判断しております。

【審議事項4について】

Q 業者指名にあたっては過去の実績を考慮していますか。

A 実績を考慮して選定もしています。

Q 災害復旧で緊急性がある工事であると思いますが、随意契約ではなく指名競争にした理由は何でしょうか。

A 今回の工事は、今まであった設備を取り替えるだけの工事ではなく、新たに進入防止のバーを付けるなどの部分もあったので指名競争入札としました。

【審議事項5について】

Q どうしてこの業者を選定したのですか。

A 試験場の機器について熟知している当該業者を選定しました。

Q 壊れた機器は、水産試験場特有の機器の仕様になっているのですか。

A 水産試験場用向けに工場で改造された特有の機器となります。

Q また同じようなことが起きないように、今後の対策はとられているのですか。

A 今回故障した箇所については、バイパス配線をつけるなどの対策をとっております。

Q 落雷後、約1ヶ月経ってから随意契約しているが、これ以上手続きを早くできなかったのですか。

A 原因究明に約2週間、修理方法の検討に約1週間程かかったことにより手続きが遅れております。

Q もし、競争入札に付していた場合どのくらい期間がかかりますか。

A 2週間位です。

Q 随意契約の根拠条文は5号(緊急随契)だけでしょうか。

A 生き物を飼育していること、人的な対応にも限界があること等からも5号(緊急随契)としました。